

# 令和3年度事業計画

## ○ 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の構築、維持において相扶共済の精神のもとに地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きく寄与してきた。

また、平成30年4月には制度の更なる安定化を図るため、都道府県が国保の財政責任の主体として事業運営の中心的な役割を担うという創設以来の大改革も実施された。

しかしながら、医療費の増高や低所得者の増加といった構造的な問題を依然として抱えており、加えて新型コロナウイルス感染拡大の影響による保険料減免の増加など、今後も厳しい事業運営が続くことが見込まれている。

一方、国においては全ての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度への転換を目指し、医療分野においては後期高齢者の医療費負担割合の見直しや医療提供体制の改革など、様々な改革を進めており、更には本年3月にオンライン資格確認制度が開始される予定で、将来的にはこの資格確認制度の仕組みを活用したデータヘルス改革の様々な取り組みも計画されている。

本会は、基幹業務である診療報酬審査支払業務や保健事業をはじめとする保険者支援のさらなる充実・強化を目指すとともに、これらの制度改革において果たすべき役割はこれまでに増して重要なものになっている。

今後も組織運営や経営のあり方について基本から捉えなおしながら、保険者により寄与できるよう各業務の強化を図り、一層の信頼関係を構築していく。

その実現のために令和3年度は次の重点事項を掲げ、各種事業を積極的に推進することとする。

## ○ 重点事項

### 1 審査の充実

#### (1) 診療(調剤)報酬の審査の充実

本会の基幹業務である診療(調剤)報酬審査業務において令和3年度は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始・高齢者負担割合の変更・審査基準の統一、支払基金とのシステム統合の検討等、業務に係る変更に対応することになるが、これまで培った経験を活かしながら審査の更なる充実および効率化に取り組んでいく。

#### (2) 療養費審査の充実

厚労省は近年柔整審査会の権限強化、面接確認の整備等更なる適正化に向けた取り組みを進めており、本会においても柔整審査委員会の充実、専門部会の開催や要綱の整備等の対応を行っている。

はり・きゅう・あん摩マッサージ療養費も含めたシステム標準化の取り組みにおいては令和2年度より国保中央会・国保連合会療養費システムワーキンググループにて議論が開始されたところである。動向を注視しながら効率化に取り組んでいく。

#### (3) 介護保険・障害者総合支援にかかる審査の充実

##### ① 介護保険にかかる審査支払等業務の推進

介護給付費等審査委員会介護医療部会による特定診療費等の審査、介護サービス費の審査支払業務、介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払業務を事業所台帳や受給者台帳を基に、適正な事務処理に取り組む。

##### ② 障害者総合支援にかかる審査支払等業務の推進

障害者総合支援給付費の支払業務は、事業所の請求受付から市町の支払まで一連の事務処理をシステム化し、全国共通の支払システム「障害者総合支援給付支払等システム」を導入することで事務の効率化と平準化を図っている。

また、効果的・効率的な審査業務の実施に向け、平成30年度からシステムによる一次審査の強化が段階的に図られ、令和2年度中にすべての見直しが完了した。

保険者に共通する事務を一元的に処理することで事務の効率化や経費の節減が図られるよう、高額障害福祉サービス費、高額障害児施設給付費等の算定処理を行い、円滑な業務の運用に取り組む。

## **2 保険者支援事業の効果的实施**

### **(1) 保健事業に対する支援の充実**

#### **① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進**

国保保険者及び後期高齢者医療広域連合へのヘルスサポート事業として、本会に設置する保健事業支援・評価委員会は、保険者からの保健事業支援申請により、事業計画の策定段階から、目的、目標、評価指標の設定等について、担当者への聞き取りを行いながら助言を行い、保険者が自ら PDCA サイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を展開できるよう支援する。

#### **② 国保データベース(KDB)システム等活用の推進**

KDBシステムは、健診・医療・介護の各種データを結合し利活用することを目的に開発されており、保険者は、このシステムを活用することで地域の状況や健康課題をデータに基づき明確に把握し、効果的な保健事業を行うことが可能となる。本会は、KDBシステムの活用方法について事業毎の研修会等で説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向けた支援の充実を図る。

#### **③ 特定健診受診率向上に向けた支援**

長崎県では平成30年度から「健康長寿日本一の長崎県づくり」を目指した取り組みを行っているが、その中で「特定健診受診率向上」が柱のひとつとなっている。

本会では、特定健診・特定保健指導において、費用決済業務を始めとする電算処理業務を担うと同時に、特定健診受診率向上のための支援として、特定健康診査情報提供事業及び受診勧奨通知作成事業を推進する。

また、広報共同事業においてもテレビCM等を通して特定健診受診促進を訴求するなど、受診率向上にかかる受診啓発に取り組む。

## (2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

国の主導のもと、国保中央会において国保保険者標準事務処理システム(国保情報集約システム・国保事業費納付金等算定標準システム・市町村事務処理標準システム)が開発され、都道府県・市町村・国保連合会は必要に応じ利用している。

国保情報集約システムについては、市町国保被保険者の資格情報および高額療養費多数回該当情報の管理等を行い、国保総合システムと情報連携することにより市町国保業務を支援している。

国保事業費納付金等算定標準システムについては、長崎県からの委託に基づき、システムの運用・管理、納付金および標準保険料率の算定等を行っている。

市町村事務処理標準システムについては、総務省における自治体システム等の標準化検討において国民健康保険も含まれることから国の動向を注視しながら県や市町の意向を踏まえた上で導入サポートに努めていく。

## (3) 保険者事務共同業務の充実

保険者共同電算業務は、保険者に共通する事務を本会で一元的に共同処理することにより、事務処理の迅速化を促進し、国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的としている。

国保制度改革に伴う保険者事務の効率化、標準化を支援する為、保険者ニーズを収集し、検討・改善等に取り組んでさらなる充実化を目指す。

## (4) 第三者行為損害賠償求償事務の取り組み強化

国保保険者と介護保険者及び後期高齢者医療広域連合から委託を受け、交通事故等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を実施する。

また、現行の「交通事故」「船舶事故」に加えて、「食中毒」「犬噛み事故」等、他県での取り組みを検証し、受託に向けて整備の整った項目から求償対象に追加して、受託範囲の拡大に努めていく。

## (5) レセプト二次点検業務の充実

保険者における医療給付の適正化の支援と事務処理負担の軽減及び効率化を図ることを目的としてレセプト点検事務共同事業を開始し、平成27年度から本会に直接点検業務を行う保険者支援班を設置して、ICT化の特長を活用した二次点検支援システムの導入により効率的な点検を行っている。

令和3年度は引き続き、二次点検支援システムの活用による効率的な疑義レセプトの抽出と熟練した点検専門員による質の高い点検を行うことによって、保険者における医療給付の適正化等を支援する。

また、受託保険者のうち希望する保険者を対象にレセプトの基礎知識や点検状況等、要望項目に応じた研修を実施する。

## (6) 介護給付費適正化への支援

介護給付費等審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を活用し、保険者が取り組む適正化事業のための情報提供を行うとともに、介護給付費明細書等の縦覧点検や医療情報との突合点検を行い、介護給付適正化事業の効果的な支援を行うため、適正化システムの活用研修をブロック別に実施する。

また、令和3年度から始まる第5期介護給付適正化計画に併せ、これまで長崎県と共催で開催していた縦覧点検研修会とは別に、3年計画で長崎県と個別訪問研修の実施を検討するなど、長崎県、保険者と現状認識を共有し、それぞれの特徴を活かしながら、一体的な取り組みができるよう連携して事業の推進を図る。